
「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)の 一部改正について

日証協・平17.9.12

本協会では、9月9日の自主規制会議において、「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)の一部を改正した。

平成15年1月6日から「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、社債、地方債等のいわゆる一般債について、「社債等の振替に関する法律」に基づき、証券不発行を前提とする振替制度が実現可能となった。

これを受け、(株)証券保管振替機構では、平成18年1月10日を実施予定日として、一般債の振替決済のための「一般債・短期社債振替システム」を稼働させる予定である。

今般の改正は、協会員間及び協会員と顧客との間で一般債の受渡しにつきフェイル(一般債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、受渡しが合意されていた当該一般債を受け渡されていないことをいう。)が生じた場合の受渡しの円滑化を図るため、「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)の一部について所要の見直しを図るものである。

本規則改正は、平成18年1月10日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)の
一部改正について

平成 17 年 9 月 12 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

平成 15 年 1 月 6 日から「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、社債、地方債等のいわゆる一般債について、「社債等の振替に関する法律」に基づき、証券不発行を前提とする振替制度が実現可能となった。これを受け、(株)証券保管振替機構では、平成 18 年 1 月 10 日を実施予定日として、一般債の振替決済のための「一般債・短期社債振替システム」を稼働させる予定である。

ついては、協会員間及び協会員と顧客との間で一般債の受渡しにつきフェイル(一般債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、受渡しが合意されていた当該一般債を受け渡されていないことをいう。)が生じた場合の受渡しの円滑化を図るため、「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)の一部改正

本規則における用語「債券」の定義について、一般債の振替決済制度の開始に合わせ、従前の「日本国債」から、社債等の振替に関する法律第2条第1項に規定する「社債等」のうち、国内で発行される一定の公社債を加えることとする。(第2条第3号改正)

3. 実施の時期

この改正は、「一般債・短期社債振替システム」の稼働予定日である平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

以 上

「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)の一部改正について

平成 17 年 9 月 12 日

(下線部分変更)

新	旧
(定義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } (現行どおり) 2 } 3 債券 <u>社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。</u> イ <u>社債(新株予約権付社債及び社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。)</u> ロ <u>国債</u> ハ <u>地方債</u> ニ <u>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に規定する投資法人債</u> ホ <u>保険業法(平成 7 年法律第 105 号)に規定する相互会社の社債(同法第 61 条の 2 第 1 項に規定する短期社債を除く。)</u> ヘ <u>資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債並びに同法第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債を除き、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 97</u>	(定義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } (省略) 2 } 3 債券 <u>日本国債をいう。</u>

新	旧
号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定社債を含む。) ト 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利(社債等の振替に関する法律第2条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げるもの並びに商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)第33条ノ2に規定する短期商工債券、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の3の2第1項に規定する短期債券及び農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第62条の2第1項に規定する短期農林債券を除く。) チ 外国又は外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するもの及び社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条(第1号を除く。))に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令(平成14年内閣府・法務省令第5号)第3条第11項に規定する短期外債を除く。)に表示されるべき権利	

新	旧
4 ゝ 10 } (現 行 ど お り) 付 則 この改正は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。	4 ゝ 10 } (省 略)